

■ 高齢者対象定期預金 シルバー《60》

平成 24年 10月 1日 現在適用中

商品名		シルバー《60》（シルバー・シックスティ）						
	基本商品	自由金利型定期預金（M型）[単利・複利型] ※複利型は期間3年または5年もの限りご利用できます。						
販売対象		年齢が満60歳以上の個人の方に限ります。						
期間		1年・3年・5年の定型方式の自動継続（元金継続）に限ります。						
預入方法	預入方法	一括してお預け入れいただきます。						
	預入金額	10万円以上500万円以下 ※新たな資金でのお預け入れが条件となります。 （但し、当組合定期積金満期からの振替は可能です。）						
	預入限度	お一人様500万円までとさせていただきます。						
	預入単位	1円単位						
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻しいたします。						
利息	適用金利	お預け入れ時もしくは自動継続時の店頭表示の利率を満期日まで適用いたします。						
	加算金利	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ時および自動継続日において、お客さまと当組合との取引内容が下記項目に該当する方は、上記適用金利から更に加算金利をそれぞれ上乗せした利率を約定利率といたします。（加算金利は最高で+0.7%となります。） ・なお、加算金利の適用開始日は初回お預け入れ時および1回目の自動継続時のみとし、それぞれ次回満期日まで約定金利として適用いたします。 （2回目の自動継続日以降は加算金利は適用されませんのでご了承ください。） <table border="0"> <tr> <td>①年齢が満60歳以上の方</td> <td>±0.4%</td> </tr> <tr> <td>②組合員の方</td> <td>±0.1%</td> </tr> <tr> <td>③年金受取実績がある方</td> <td>±0.2%</td> </tr> </table> <p>※お預け入れ日および自動継続日を起算として、過去2ヶ月以内に国民年金または厚生年金、共済年金（注1）の受取実績のある口座が当組合にある場合、加算金利の優遇対象といたします。 （注1）優遇対象となる共済年金については、窓口へお問い合わせください。</p>	①年齢が満60歳以上の方	±0.4%	②組合員の方	±0.1%	③年金受取実績がある方	±0.2%
	①年齢が満60歳以上の方	±0.4%						
②組合員の方	±0.1%							
③年金受取実績がある方	±0.2%							
利払方法	<p>[複利型]6ヶ月複利で計算し、満期日以後に一括して支払います。</p> <p>[単利型]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間1年のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間3年および5年のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入目の1年毎の応答日）以後及び満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算いたします。 							
計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行いません。							
税金		20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%）となります。 ※ただし、マル優をご利用の場合を除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。						
手数料		———						
総合口座		総合口座の担保とすることはできません。						
付加できる特約事項		資格をお持ちの方は、マル優をご利用いただけます。						

■ 高齢者対象定期預金 シルバー《60》

期限前解約時の取扱い	<p>[複利型] 満期日前にご解約される場合は、以下の中途解約利率により6ヶ月毎の複利計算した利息とともに払戻しいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年ものの定型方式 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通預金の利率 ◆ 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×40% ◆ 預入期間が1年以上1年6ヶ月未満の場合 約定利率×50% ◆ 預入期間が1年6ヶ月以上2年未満の場合 約定利率×60% ◆ 預入期間が2年以上2年6ヶ月未満の場合 約定利率×70% ◆ 預入期間が2年6ヶ月以上3年未満の場合 約定利率×90% ・ 5年ものの定型方式 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通預金の利率 ◆ 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×30% ◆ 預入期間が1年以上1年6ヶ月未満の場合 約定利率×40% ◆ 預入期間が1年6ヶ月以上2年未満の場合 約定利率×50% ◆ 預入期間が2年以上2年6ヶ月未満の場合 約定利率×60% ◆ 預入期間が2年6ヶ月以上3年未満の場合 約定利率×70% ◆ 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×80% ◆ 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×90% <p>[単利型] 満期日前にご解約される場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払戻しいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年ものの定型方式 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通預金の利率 ◆ 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×50% ・ 3年ものの定型方式 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通預金の利率 ◆ 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×40% ◆ 預入期間が1年以上1年6ヶ月未満の場合 約定利率×50% ◆ 預入期間が1年6ヶ月以上2年未満の場合 約定利率×60% ◆ 預入期間が2年以上2年6ヶ月未満の場合 約定利率×70% ◆ 預入期間が2年6ヶ月以上3年未満の場合 約定利率×90% ・ 5年ものの定型方式 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通預金の利率 ◆ 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×30% ◆ 預入期間が1年以上1年6ヶ月未満の場合 約定利率×40% ◆ 預入期間が1年6ヶ月以上2年未満の場合 約定利率×50% ◆ 預入期間が2年以上2年6ヶ月未満の場合 約定利率×60% ◆ 預入期間が2年6ヶ月以上3年未満の場合 約定利率×70% ◆ 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×80% ◆ 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×90% <p>(注) この利率により計算した利息額が、すでにお支払いした中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）より小額のときは、その差額をお支払いいただきます。</p>
金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。
預金保険制度	この預金は預金保険の対象商品であり、同保険の範囲内で保護されます。 （1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円（決済用預金を除く）とその利息部分が保護の対象です。）

■ 高齢者対象定期預金 シルバー《60》

苦情処理措置・紛争解決措置

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部お客様窓口にお申し出ください。

【ミレ信用組合総務部お客様窓口】

電話番号：06（6359）8570

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

※なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.mire.co.jp/>

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、下記の地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所でも受け付けております。

【窓口：大阪地区しんくみ苦情相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：06（6941）1441

所在地：〒540-0026 大阪市中央区本町2-3-9（信用組合会館内）

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03（3567）2456

所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）

●紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部お客様窓口またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。